

平成27年度 第1回 奈良県環境審議会議事録

日 時 平成27年 8月4日 (火)
午前 10時00分～12時00分
場 所 やまと会議室 5階 大会議室

【出席委員】 (会長) 花田委員、(副会長) 中澤委員、藤井委員
井原委員、辻委員、久委員、山本委員、阪口委員、田中惟允委員、和田委員、関
委員(代理:市平氏)、山田委員(代理:小山下氏)、村上委員(代理:三上氏)、
志野委員、大植委員、坂口委員、高橋委員、壺井委員、米田委員、田中俊雄委員

【議 事】

(1) 重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

花田会長：それでは、議事に入らせていただきます。「重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について」です。本案件につきましては、平成27年4月6日付けで知事より当審議会あてに諮問があり、環境影響評価審査部会にて審議を行っていただいていたところですので。それでは、環境影響評価審査部会の藤井部会長よりその報告についてご説明をお願いします。

藤井部会長：重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書につきまして、平成27年4月6日付けで奈良県知事から諮問があったことを受け、環境影響評価審査部会では5月15日、6月12日、7月10日の3回にわたり環境影響評価審査部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめましたので報告します。事業計画の概要、方法書の概要及び部会報告につきましては、事務局の方から説明していただきます。

事務局：それでは、資料1をお願いいたします。ただ今花田会長、藤井部会長からお話がありましたが、株式会社南都興産が最終処分場の拡張事業について、方法書を報告されたことを受け、奈良県環境影響評価条例第10条第1項に基づき、奈良県知事より環境審議会会長あて、平成27年4月6日付けで環境影響評価方法書に対する意見について諮問しました。環境審議会では環境影響評価審査部会の設置規定に基づき、奈良県環境審議会に環境影響評価審査部会が設置されております。本設置規定において、知事より審議会に対して意見が求められた場合は直接部会において審議するものと規定されており、今回部会において審議されました。それでは今回の事業計画・方法書・部会審議の概要を順に説明させていただきます。

〈配布資料により、事業計画・方法書・部会審議の概要について説明〉

花田会長：ありがとうございました。方法書というのは、事業者が事業を進めるにあたって、環境影響を評価する項目や場所、時期について、事業者がまとめて提出するというものです。そしてこの方法書に基づいて、今後事業者が準備書を作成します。この準備書には環境影響を予測し、それに対して事業者がどのような対策を検討しているかということが記載されます。今回の方法書に関しては今ご説明いただいたように、部会で専門の先生も交えて項目を分野ごとに詳しく議論していただきました。それをまとめていただいたのが資料3です。事業者はほぼ全ての項目で部会意見を踏まえて準備書に記載するとしています。これらの部会意見をまとめた形で部会から提出された審議会への答申が資料5です。そしてこれで良いということであれば資料6で環境審議会としての答申として知事にお返しします。本日の審議会はこの資料6で答申させていただきます。良いかということをお委員の皆様にお諮りするということですので。それについて皆様のご意見を賜ればと存じます。いかがでしょうか。

井原委員：方法書の55ページの、対象事業実施区域の周辺の景観資源と文化遺産及び眺望点の分布、現況の分布図についてですが、事業実施エリアのすぐ北部に神社が2つ立地しています。凡例の中に神社仏閣等という紫の丸があり、周辺のわりとメジャーな名前の神社や寺に関してはプロットされていますが、この2つの神社は明確にプロットされていません。しかし地理的にはかなり近い位置にあります。この2つの神社の風致や社叢への影響はどの程度なのでしょう。この2つに関しては不問の状態のまま話が進んでいます。文化遺産の129ページも、現況の調査と予測及び評価の手法に関して、また部会のご意見も、文化財保護法で既に価値づけられている文化財、それから今後その可能性も出てくる埋蔵文化財の包蔵地に関しての指摘はあります。しかしこういう小規模の土地神様のような、いわば地域文化遺産とでもいうような神社

および社叢に対する影響の度合いも一定程度は考慮する必要があるのではないかと思います。

花田会長：このあたりのことについては、部会ではどのような議論がありましたでしょうか。あるいは現地に行かれた状況はどのようだったのでしょうか。もし情報があればいただきたいと思うのですが。

久委員：今のご指摘については、2つ内容があると思います。1つは景観の問題、それからもう1つは自然環境への影響。少し整理をして考えなければならないと思います。まず景観については、予測評価のポイントの問題から言いますと、重阪の集落からどのように見えるかということです。しかしながらこれは谷に埋め立てることになりますので近隣からはほとんど見えないという判断から、今の事業者が示している地点からの景観のシミュレーションで大丈夫だったということです。また自然環境についても、今の計画の中で周辺の自然環境への影響を予測するという事になっていきますので、大丈夫だとの判断で取り立てて問題とするようなものではないと整理しております。

井原委員：ご指摘のとおり谷に立地しているのでおそらく大きな影響はないと思いましたが。しかし全くこの2つが55ページの分布の中に挙がってきていないため、実際に景観や自然環境に関するところの中でどの程度包含しきれぬのかというところが気になっていたのですが、今のお話を伺って納得いたしました。

花田委員：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは資料6として用意されている答申案をこの形で取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご意見はございませんでしょうか。

〈各委員、異議なし〉

花田委員：それでは資料6として知事に答申したいと思えます。本日の議題はこれで終了いたします。この案件につきましては今後も準備書などの各段階で次々と議案が出てきますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。